

議案第 19 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整理に関する条例を制定するについて

1. 改正理由

令和 4 年 6 月に公布された刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する内容の改正がなされ、令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、下記の 13 条例中の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるとともに必要な経過措置を設けるものです。

2. 改正の内容

(1) 「懲役若しくは禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める条例

① 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

(2) 「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める条例

② 宇治市職員の給与に関する条例

③ 宇治市職員の退職手当に関する条例

④ 宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

⑤ 宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

(3) 「懲役」の文言を「拘禁刑」に改める条例

⑥ 宇治市ラブホテル建築等規制条例

⑦ 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例

⑧ 宇治市暴力団排除条例

⑨ 宇治市いじめ調査委員会設置条例

⑩ 宇治市いじめ再調査委員会設置条例

⑪ 宇治市行政不服審査会設置条例

⑫ 宇治市個人情報保護に関する法律施行条例

⑬ 宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例

3. 経過措置の内容

(1) 罰則の適用等に関する経過措置（附則第 2 項・第 3 項関係）

附則第 2 項は施行前の行為に対して、第 3 項は過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に伴ってその罰則の適用に影響が生じないように罰則の適用等に関する経過措置を設けるものです。

(2) 人の資格に関する経過措置（附則第4項・第5項関係）

附則第4項では欠格事項など、懲役や禁錮に処せられた者、第5項は、これらの刑で起訴された者を人の資格制限の対象としている場合等に、今回の刑法改正に伴ってこれらの刑が拘禁刑に改正されたとしてもその対象となる範囲に影響が生じないようにするための経過措置を設けるものです。

4. 施行期日

令和7年6月1日